

# 適時開示体制概要書

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

## 記

当社は適時開示に関し、「インサイダー取引防止規程」を定め、以下の体制を構築しております。

### 1. 情報管理責任者

総務部長を重要情報の管理及び適時開示を統括する情報管理責任者と定め、総務部を情報管理担当部署としております。

情報管理責任者は、重要情報の適正な管理及び適時・適切な情報開示を実施するため、社内の各部門に対する助言・指導を行っております。

### 2. 重要な会社情報の把握と管理

全ての重要な会社情報を情報管理責任者に集中する体制としております。

#### ① 決定事実

総務部は、取締役会における決議等、経営に関わる事項の決裁手続を所掌しており、全ての議案及び決議事項を網羅的に把握する体制となっております。

#### ② 発生事実

重要な会社情報に該当する事象が発生した場合、担当者は直ちにその内容を所属部署の担当執行役員及び情報管理責任者に報告する体制としております。また、重要な会社情報を知りえた者には、許可なく当該情報を外部に伝達しないよう周知徹底しております。

### 3. 適時・適切な情報開示の実施

情報管理責任者が前項の情報を入手した場合の開示手続は以下のとおりであります。

- ① 情報管理責任者、経理財務担当執行役員及び経営企画部長は開示の要否、内容及び方法を協議。
- ② 協議結果に基づき、情報管理責任者は財務企画グループ及び経営企画部に適時開示の実施を指示。
- ③ 財務企画グループ及び経営企画部担当者は、指示にしたがって次の方法による情報開示を実施。
  - i. TDnet への登録
  - ii. 東京証券取引所兜俱楽部でのニュース・リリース投函
  - iii. 当社ウェブサイトへの掲載

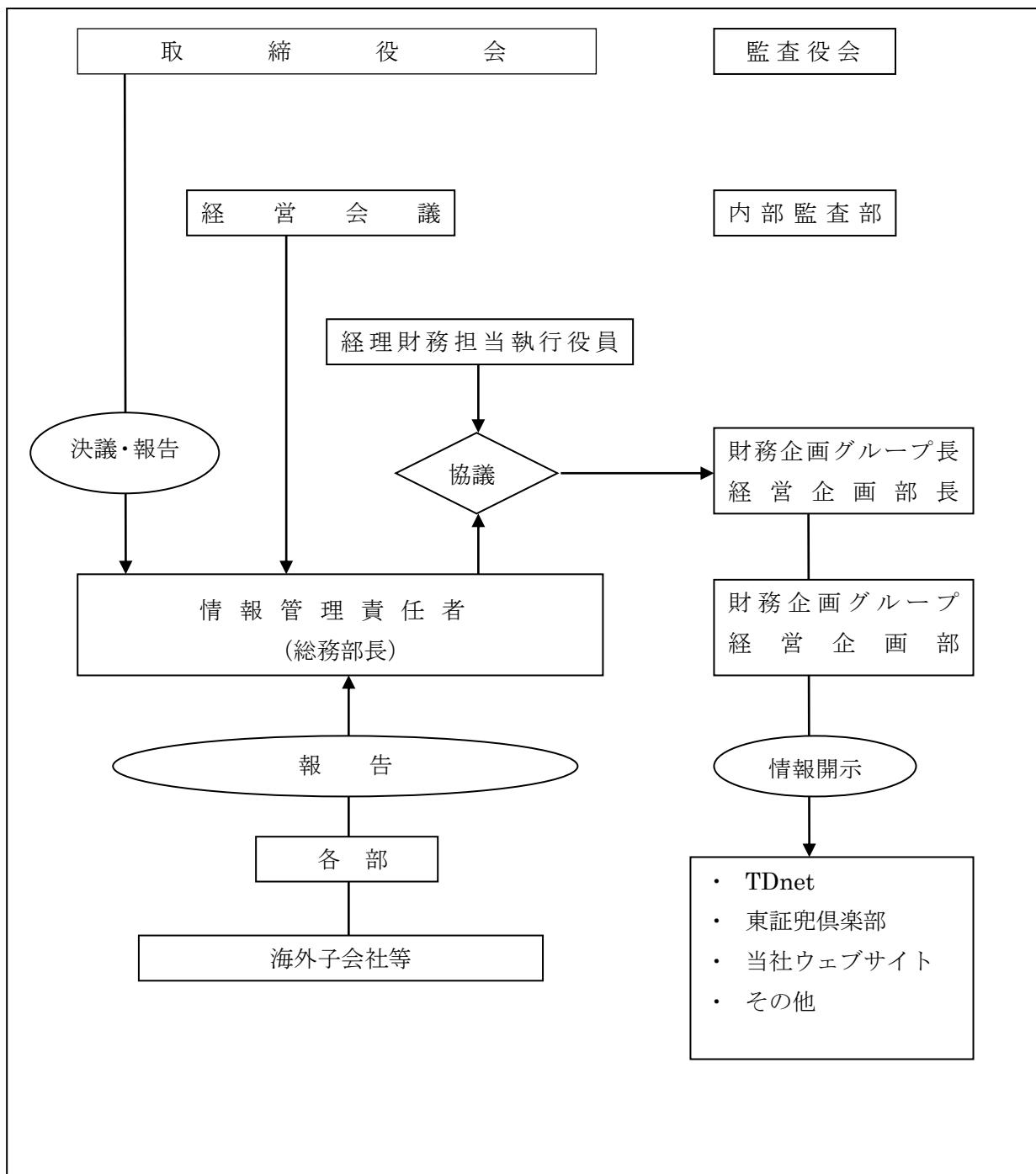
### 4. 内部統制状況の評価及び点検

情報開示の状況については、月 2 回開催する経営会議において、定期的な確認を行ってお

ります。

また、内部監査部及び監査役が業務監査を実施し、適時開示の実施を含む内部統制状況を評価、点検しております。

<適時開示体制の概要>



以上